

東京高等裁判所 平成●●年（○ ○）第●●号 納税告知処分等取消、所得税等決定処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国（武蔵野税務署長、国税不服審判所長）

平成25年10月9日棄却・上告・上告受理申立

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号〔第1事件〕、同第●●号〔第2事件〕、平成25年4月16日判決、本資料263号－76・順号12200）

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、第1事件に係る部分を取り消す。
- 2 別紙請求目録記載のとおり

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、武蔵野税務署長から、控訴人がいわゆるキャバクラ店を多数経営し、各店舗に勤務するホステス及び従業員並びに控訴人がキャバクラ事業の管理を行っていた事務所に勤務する従業員に対し、給与等を支給していたにもかかわらず、給与等の支払者でないかのように仮装し、源泉徴収に係る所得税（以下「源泉所得税」という。）を各法定納付期限までに国に納付しなかったとして、平成14年1月から平成17年4月までの各月分の源泉所得税の各納税告知処分及び重加算税の各賦課決定処分を受けた。控訴人は、上記各処分の取消しを求める審査請求を国税不服審判所長にしたところ、国税不服審判所長から、上記各処分の一部を取り消し、その他の審査請求を却下ないし棄却する旨の裁決を受けた。

本件第1事件は、控訴人が、ホステスらに支払われた金銭に係る源泉徴収義務者は控訴人ではなく、また、上記各納税告知処分及び上記裁決には源泉所得税額の計算の基礎とされた各ホステスらに対する支払額の明細が示されていない違法があるなどと主張し、上記各処分及び上記裁決の取消しを求める事案である。

- 2 原審は、上記各処分に違法はなく、また、上記裁決にも違法はないとして、第1事件における控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴し、上記第1のとおり判決を求めた。

なお、本件第1事件には、控訴人が北沢税務署長から受けた平成13年分から平成16年分までの所得税の各決定処分又は各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分並びに平成15年1月1日から同年12月31日まで及び平成16年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに重加算税の各賦課決定処分の取消請求（第2事件）が併合されているが、原判決中第2事件に係る請求を棄却した部分について不服の申立てはない

ので、第2事件は当審における審理の対象となっていない。

- 3 前提となる事実及び当事者双方の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1項ないし4項（ただし、第2事件に係る部分を除く。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の第1事件に係る請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」（ただし、第2事件に係る部分を除く。）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決39頁4行目の「まず、本件居酒屋事業について、事業の状況をみると、」を「本件居酒屋事業について、まずその事業の状況をみると、」に、55頁19行目の「上記8(2)のとおり、」を「上記1のとおり、」に、それぞれ改める。
- 2 当審における控訴人の主張について

(1) 源泉徴収義務者について

控訴人は、源泉徴収義務者が誰であるかの判断は、対外的な取引名義等、形式的、法律的な要素を重視すべきであると主張する。

しかしながら、本件各店舗における風営法の営業許可名義、本件各店舗の賃借人名義、売上金の入金口座名義は、必ずしも統一されておらず、むしろ、風営法上の規制対策や税務対策のため様々に形式的な名義が利用されていたことがうかがわれる。このことからすると、本件における源泉徴収義務者すなわち本件ホステスらに対して給与等の支払義務を負い、その支払をしていた者が誰であるかについては、上記の取引名義に重きを置くことはできず、本件キャバクラ事業の状況、収支の管理状況やその帰属、経営への関与等を総合考慮して、本件キャバクラ事業の経営主体が誰であるかによってこれを判断すべきである。

そして、控訴人が、本件キャバクラ事業の収支を管理し、本件各店舗の開店を決定し、各店長ら管理職の異動を指示するなど、その経営に関与していたこと等に照らせば、控訴人を単に本件キャバクラ事業の出資者にすぎないということはできず、控訴人が、本件キャバクラ事業の経営主体として本件ホステスらに対する給与等の支払をしていた者であり、源泉徴収義務者であったというべきことは、上記引用に係る原判決説示のとおりである。丙らが一定の範囲で本件各店舗の運営や従業員等に対する給料等の支払額等につき決定権限を有していたとしても、それは経営主体である控訴人からその権限を委ねられたことによるものといえるから、そのことによって丙らが本件キャバクラ事業の経営主体であると認めることはできない。

(2) 重加算税の賦課要件について

控訴人は、自己が源泉徴収義務者であるとの認識を有していなかったなどとして、重加算税の賦課要件を満たさないと主張する。

しかしながら、控訴人は、自己が本件ホステスらに対して給与等の支払をしていたと評価される事実関係を十分に認識していたのであって、自己が本件キャバクラ事業の経営主体であることを隠蔽する意図で、風営法の営業許可名義をC社や従業員等取得させ、本件ホステスらに対する給与等の支払義務者が自己でないかのように仮装していたものと認められるから、重加算税の賦課要件（国税通則法68条3項）を満たすことは明らかである。

第4 結論

よって、控訴人の第1事件に係る請求をいずれも棄却した原判決は正当であり、本件控訴は

理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 鈴木 健太

裁判官 瀬川 卓男

裁判官 中村 さとみ

(別紙)

当 事 者 目 録

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	大森 一志
同	松阪 健治
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	武蔵野税務署長
	長坂 光弘
裁決行政庁	国税不服審判所長
	生野 考司
同指定代理人	田原 昭彦
同	菊池 豊
同	浅見 茂晴
同	久保 俊明
同	井越 満
同	水上 啓一
同	古嶋 敬三
同	佐藤 正敏

請 求 目 録

1 武蔵野税務署長が控訴人に対してした次の各処分をいずれも取り消す。

(1) 平成18年9月13日付けでした次の各処分

ア 平成14年1月から平成17年4月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（ただし、平成14年1月、同年3月、同年6月、同年8月、同年10月、同年11月、平成15年7月、同年8月、同年11月及び平成16年5月の各月分については、いずれも平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成14年2月分については、平成24年6月28日付けでした納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成14年9月、同年12月、平成15年1月、同年4月、同年12月、平成16年3月、同年8月及び同年11月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各訂正告知処分により一部減額され、及び平成22年7月27日付け裁決により一部取り消された後のもの、平成15年2月、同年5月、平成16年1月、同年7月、同年9月及び同年10月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各訂正告知処分により一部減額され、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成16年12月、平成17年3月及び同年4月の各月分については、平成19年2月27日付けでした各訂正告知処分、平成22年1月6日付けでした各訂正告知処分及び平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成17年1月及び同年2月の各月分については、平成19年2月27日付けでした各訂正告知処分及び平成22年1月6日付けでした各訂正告知処分により一部減額された後のもの）

イ 平成14年1月から平成17年4月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の重加算税の各賦課決定処分（ただし、平成14年1月、同年3月、同年6月、同年8月、同年10月、同年11月、平成15年5月、同年7月、同年8月及び平成16年5月の各月分については、いずれも平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各変更決定処分により一部減額された後のもの、平成14年2月及び平成15年11月の各月分については、いずれも平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成14年9月、同年12月、平成15年1月、同年4月、同年12月、平成16年3月、同年8月及び同年11月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各変更決定処分により一部減額され、及び平成22年7月27日付け裁決により一部取り消された後のもの、平成15年2月、平成16年7月及び同年10月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各変更決定処分により一部減額され、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各変更決定処分により一部減額された後のもの、平成16年1月、同年9月及び平成17年3月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各変更決定処分及び平成24年6月28日付けでした各変更決定処分により一部減額された後のもの、平成16年12月及び平成17年4月の各月分については平成19年2月27日付けでした各変更決定処分、平成22年1月6日付けでした各変更決定処分及び平成24年6

月28日付けでした各変更決定処分後のもの、平成17年1月及び同年2月の各月分については平成19年2月27日付けでした各変更決定処分及び平成22年1月6日付けでした各変更決定処分後のもの)

(2) 平成19年2月27日付けでした次の各処分

ア 平成14年2月、同年3月、同年6月、平成15年3月、同年7月、平成16年2月及び同年5月の各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分(ただし、平成14年2月分については、平成24年6月28日付けでした納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成14年3月、同年6月、平成15年7月及び平成16年5月の各月分については、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成15年3月及び平成16年2月の各月分については、いずれも平成22年7月27日付け裁決により一部取り消された後のもの)

イ 平成14年6月及び平成16年2月の各月分の源泉徴収に係る所得税の重加算税の各賦課決定処分(ただし、平成14年6月分については、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした変更決定処分により一部減額された後のもの、平成16年2月分については、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消された後のもの)

2 国税不服審判所長が控訴人に対し平成22年7月27日付けでした裁決を取り消す。